

○安曇野市交流学习センター運営委員会設置要綱

平成21年5月26日教育委員会告示第10号

改正

平成23年3月24日教委告示第2号

安曇野市交流学习センター運営委員会設置要綱

(設置)

第1条 安曇野市交流学习センター条例（平成21年安曇野市条例第12号）第3条に規定する事業について検討するため、安曇野市交流学习センター運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、市民の目線から議論を深め協議する。

- (1) 事業の企画、運営及び評価に関すること。
- (2) 事業の実施のために必要な人材確保に関すること。
- (3) 事業の広報活動に関すること。
- (4) その他事業に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市内に在住又は在学する者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員が互選する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の会議は、原則として公開するものとする。
- 4 委員長が必要であると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会文化課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月24日教委告示第2号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。